

本人又は配偶者が妊娠・出産等を申し出たときの個別の意向聴取（令和7年10月1日施行）

【概要】

- ・対象：（本人又は配偶者の）妊娠・出産等の申出をした労働者
- ・聴取内容：① 勤務時間帯（始業及び終業の時刻）
② 勤務地（就業の場所）
③ 両立支援制度等の利用期間
④ その他仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する就業の条件
- ・意向聴取の方法：①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか
（①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ）
- ・配慮：意向聴取をした従業員の就業条件を定めるにあたり、自社の状況に応じ、配慮しなければならない。

※労働者が妊娠・出産等を申し出た場合に実施する、育児休業・出生時育児休業に関する個別周知・意向確認と併せて、個別の意向聴取を実施することは差し支えありません。実施にあたり、両立支援制度の説明に従業員研修動画をご活用ください。